

求人セット型訓練のご案内

求人側

- 求人内容に応じた求職者がすぐに見つからない
- 求職者の適性や実務能力の向上を見極めた上で採用したい

求職側

- 求人内容をもっとよく知りたい
- 自分の適性や実務能力を見極めた上で働きたい

このような時に求人セット型訓練をご活用ください

訓練の概要

求人セット型訓練とは、求人事業所で求職者を対象に、職場実習を中心とした訓練を実施していただき、訓練修了後、能力の習得を確認したうえで採用していただくものです。訓練生は東京都が募集します。

申し込める条件は

- 雇用保険の適用事業主であること
- 訓練受託が、訓練生を労働力として活用することを目的とするものではない事業主
- ハローワークに求人申込を行い、訓練実施後、訓練生採用の希望を有する事業主

訓練対象者は

- ハローワークに求職申込みを行っている、常用雇用を希望する者で、公共職業安定所長の受講指示または受講推薦を受けた方
- ハローワークの受講指示を受けた訓練生に対しては訓練期間中、雇用保険求職者給付が支給されます。

訓練の内容は

- 基礎的技能の習得に重点を置きつつ、さらに応用作業に係る技能についても習熟する内容です。
- モデルカリキュラム等を参考に、ご相談しながら訓練コースを編成していただきます。

実施定員は

- 採用予定人数に合わせて1名から可能です。

委託費のお支払いは

60,000円/1人月額(税別・上限)

※ 訓練期間中、訓練生に対して賃金支払いの必要はありません。

訓練期間は

- 標準3カ月間(月100時間以上、総訓練時間300時間以上)です。
- 2カ月間から実施できます。

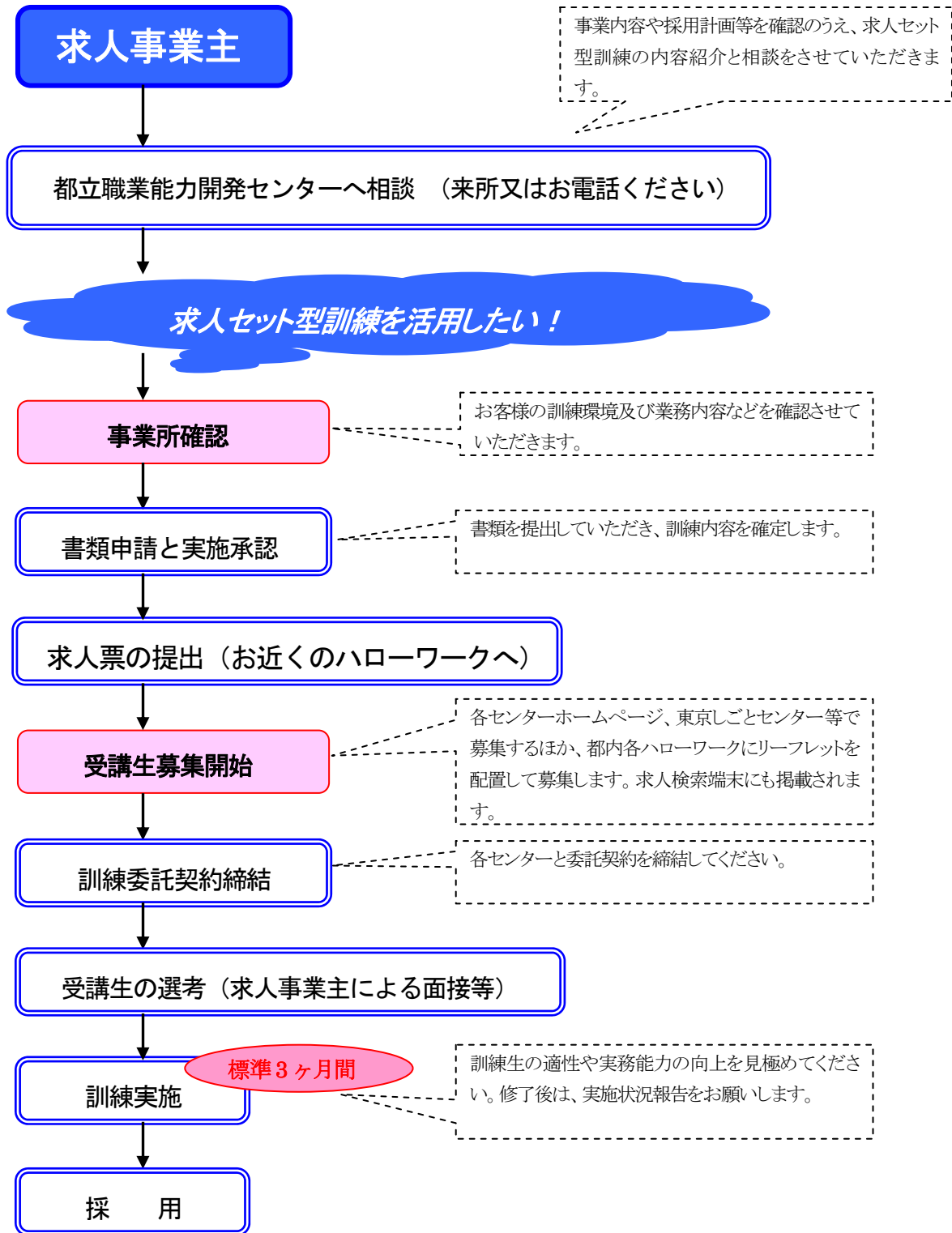
その他

- 訓練生は、東京都の負担により、労働者災害補償保険制度に特別加入します。

訓練実施にあたっての留意点

- 訓練生を、訓練に関係のない作業に従事させることはできません。
- 訓練が作業を伴う場合には、安全、衛生、その他の作業条件についての関係法令を遵守してください。
- 時間外、夜間、泊り込み等による訓練は実施できません。(ただし、夜間の就業が通常である等、特に必要である場合を除きます。)

求人セット型訓練活用までの流れ



※詳細は下記までお問い合わせください。

事業所所在地	問い合わせ先電話番号
千代田区、中央区、新宿区、文京区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、島しょ町村	中央・城北職業能力開発センター TEL03-5800-2611
港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区	城南職業能力開発センター TEL03-3472-3411
台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	城東職業能力開発センター TEL03-3683-0341
多摩地域市町村	多摩職業能力開発センター TEL042-500-8700